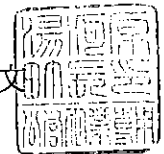


湯河原町公営企業告示第12号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき、湯河原町水道事業、湯河原町温泉事業及び湯河原町下水道事業の業務に係る公金の収納の事務の一部及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関及び収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を次のように指定する。

令和7年6月30日

湯河原町長 内 藤 喜 文



- 1 期間 令和7年7月1日から令和12年6月30日
- 2 出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関の別

	指定した金融機関
出納取扱金融機関	さがみ信用金庫
収納取扱金融機関	株式会社横浜銀行
〃	スルガ銀行株式会社
〃	株式会社みずほ銀行
〃	株式会社三井住友銀行
〃	三島信用金庫
〃	かながわ西湘農業協同組合
〃	株式会社ゆうちょ銀行